

◎最高裁判所規程第●●号

押収物等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

押収物等取扱規程の一部を改正する規程

押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

「第六章 少年保護事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第二十五条―第二十九条）

目次中 第七章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第三十条―第三十二条）を

第八章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例（第三十三条）」

「第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例（第二十四条の二・第二十四条の三）

第七章 少年保護事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第二十五条―第二十九条）

に改める。

第八章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第三十条―第三十二条）

第九章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例（第三十三条）」

第一条中「押収物並びに」を「押収物及び保管電磁的記録並びに」に改める。

第二条第一項中「領置した物又は」を「領置した物、」に改め、「提出された物」の下に「又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録をいう。

第五条第一項中「記録命令付差押え」を削り、「又は」を「、」に改め、「提出命令」の下に「又は電磁的記録提供命令」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第十六条の二中「（昭和二十三年法律第三百三十一号）」を削り、「第二百二十三条第三項」の下に「第一号又は第二号」を加える。

第十六条の三第一項中「第二百二十三条第三項」の下に「第一号又は第二号」を、「差押え」の下に「又は

電磁的記録提供命令」を加え、同条第二項中「差押え」の下に「又は電磁的記録提供命令」を加える。

第二十三条第一項中「（分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「うえ」を「上」に改める。

第二十七条第二項中「第二百二十三条第三項」の下に「及び第二百二十三条の二第一項」を加える。

第二十八条の二中「記録された電磁的記録」の下に「又は保管電磁的記録」を加える。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

#### 第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例

##### （可搬記録媒体への移転）

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。）に移転しなければならない。

##### （保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分）

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三、第十

七条、第十九条及び第二十二條から第二十四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可搬記録媒体について準用する。

#### 附 則

この規程は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理由

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行に伴い、押収物等取扱規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

押収物等取扱規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

押収物等取扱規程(昭和三十五年最高裁判所規程第二号)

新

旧

<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例 (</p> <p>第二十四条の二・第二十四条の三)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第九章 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (同上)</p> <p>第六章 (同上)</p> <p>第七章 (同上)</p> <p>第八章 (同上)</p>
---	---

(趣旨)

第一条 押収物及び保管電磁的記録並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務（以下「押収物等に関する事務」という。）の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物若しくは裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提

(趣旨)

第一条 押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務（以下「押収物等に関する事務」という。）の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物又は裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物をいう。

供命令（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体をいう。

2. この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録をいう。

3・4 （略）

（押収物総目録の作成等）

第五条 係書記官は、差押え、領置、提出命令又は

（新設）

2・3 （同上）

（押収物総目録等の作成等）

第五条 係書記官は、差押え、記録命令付差押え、

電磁的記録提供命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認した上、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録（以下「総目録」という。）を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 (略)

(交付)

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物（刑事訴訟法第二百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に限る。）を交付する裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）について準用する。

領置又は提出命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認したうえ、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録（以下「総目録」という。）を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 (同上)

(交付)

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二百二十三条第三項の記録媒体に限る。）を交付する裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）について準用する。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百二十三条第三項の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官に、その他の物については物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知した上、これを保管物主任官に引き継がなければならぬ。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官（分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）に、その他の物については物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知したうえ、これを保管物主任官に引き継がなければならぬ。

2 (略)

第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例

(可搬記録媒体への移転)

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。）に移転しなければならない。

(保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分)

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四

ない。

2 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三

、第十七条、第十九条及び第二十二條から第二十

四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可

搬記録媒体について準用する。

第七章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の

特例

(還付等公告)

第二十七条 (略)

2 前項の規定は、少年法(昭和二十三年法律第百

六十八号)第十五条第二項において準用する刑事

訴訟法第二百二十三条第三項及び第二百二十三条の二

第一項の規定による交付又は複写について準用す

る。

第六章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の

特例

(還付等公告)

第二十七条 (同上)

2 前項の規定は、少年法(昭和二十三年法律第百

六十八号)第十五条第二項において準用する刑事

訴訟法第二百二十三条第三項の規定による交付又は

複写について準用する。

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押収物主任官は、押収された記録

媒体に記録された電磁的記録又は保管電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第八章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例

第九章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押収物主任官は、押収された記録

媒体に記録された電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第七章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例

第八章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例